

## 名誉社会医学系専門医・指導医に関する細則

### (目的)

第1条 社会医学の発展に長年尽力し、顕著な業績を挙げた多くの社会医学系専門医・指導医が、退職等を機に指導医の活動から退くことが少なくない。これらの指導医が知見を共有する機会を失うことは、社会医学系専門医協会だけでなく、社会医学の発展にも大きな損失となる。このため、退職後も社会医学の発展に寄与し続ける意思を持つ社会医学系専門医・指導医に対し、名誉社会医学系専門医・指導医の称号を終身に授与し、その経験と知識が後進の育成や社会医学の発展に活用されることを目指す。

### (推薦の基準)

第2条 名誉社会医学系専門医・指導医の推薦資格は次のような基準によるものとする。

- (1) すでに社会医学系専門医・指導医を有している者
- (2) 推薦される時点の年度末に満65歳に達している者
- (3) 社会医学系専門医・指導医として、後進の教育、指導に功績のあった者
- (4) その他、社会医学系専門医協会の発展に功労のあった者

### (推薦の方法)

第3条 名誉社会医学系専門医・指導医候補者の公募は、社会医学系専門医協会ウェブサイトにより行う。

2 名誉社会医学系専門医・指導医に応募する者は、推薦依頼書に必要事項を記載の上、所属する学会・団体（専門医・指導医認定委員会に委員を推薦している学会・団体に限る）の事務局に提出する。

3 専門医・指導医認定委員会に所属する委員は、前項の応募者が前条の基準を満たすと判断した場合は、社会医学系専門医協会に推薦書を添えて推薦する。

4 前項の規定による推薦にあたって、各学会・団体内の手続きは求めない。

5 第3項の規定による推薦にあたり、専門医・指導医認定委員会に所属する委員は、推薦に係る対価を求めることはできない。

### (選定の方法)

第4条 前条第3項の規定により推薦された者について、専門医・指導医認定委員会で審査し、第2条の基準を満たしている認められた者を、名誉社会医学系専門医・指導医として選定する。

2 専門医・指導医認定委員会の委員長は、前項の規定より選定した名誉社会医学系専門医・指導医を理事会に報告する。

3 理事長は、前項の規定により報告された者に、名誉社会医学系専門医・指導医の称号を授与する。

### (権限と責務)

第5条 名誉社会医学系専門医・指導医の権限と責務は、以下の通りとする。

- (1) 名誉社会医学系専門医・指導医の呼称を使用できる。
- (2) 社会医学系専門医協会の活動及び社会医学系専門医制度の発展に資する活動や広報活動に従事できる。
- (3) 専攻医の指導を行うことができる。
- (4) 専攻医手帳の指導医の記録欄に記載することができる。

(5) 専攻医の実践経験レポートのチェックを行うことができる。

(期間)

第6条 第4条第1項の規定により選定された名誉社会医学系専門医・指導医は、終身にわたり、第5条に規定する権限と責務を有する。

(資格の喪失)

第7条 名誉社会医学系専門医・指導医は次の各号の一に該当する場合はその資格を失う。

(1) 本人より辞退の申し出があったとき

(2) 死亡したとき

(3) 名誉社会医学系専門医・指導医としてふさわしくないと専門医・指導医認定委員会が判断したとき

2 専門医・指導医認定委員会は、前項第3号の判断を行うときは、当該名誉社会医学系専門医・指導医に対して、あらかじめ弁明の機会を付与する。

(審査料、認定登録料、年間登録料)

第8条 第3条第3項の規定により、専門医・指導医認定委員会に所属する委員が、名誉社会医学系専門医・指導医として、社会医学系専門医協会に推薦した者については、審査料を免除する。

2 第4条第1項の規定により選定された名誉社会医学系専門医・指導医については、認定登録料を免除する。

3 第4条第1項の規定により選定された名誉社会医学系専門医・指導医については、年間登録料（選定された年度の翌年度以降のものに限る。）を免除する。

4 前条第1項第1号又は第3号の規定により資格を喪失した者であって、社会医学系専門医・指導医を継続する者は、年間登録料（喪失した年度の翌年度以降のものに限る。）を納入するものとする。

(公表)

第9条 社会医学系専門医協会は、第4条第1項の規定により選定された名誉社会医学系専門医・指導医の氏名のリストを作成し、社会医学系専門医協会ウェブサイトで公表する。

2 第7条の規定により資格を失った名誉社会医学系専門医・指導医の氏名は、前項のリストから削除する。

第10条 本細則の改正は、専門医・指導医認定委員会の議決により行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、2025年2月7日から施行する。